

ごみ受入基準 (クリーンセンターへの直接持込)

1 搬入できるもの

美浜町又は南知多町から排出された一般廃棄物で、受入基準に適合したもの
(事業系廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で管理者が認めたもの)

2 受付時間

(1) 月曜日～金曜日 (祝日を含む) 午前 8:45～12:00

午後 1:00～4:15

(2) 第2・第4土曜日 (祝日を含む) 午前 8:45～12:00

※ 第2・第4土曜日の午後、第2・第4土曜日以外の土曜日、日曜日、年末年始等で管理者の定める日は、休日となります。

3 ごみ処理料金

- ・一般家庭ごみ 無料
- ・事業系ごみ 10kgごと 160円

○受入できるもの

- ① 美浜町又は南知多町から排出された一般廃棄物であること。
- ② 知多南部クリーンセンター (以下「クリーンセンター」という。) で処理できる形状及び量の一般廃棄物であること。
- ③ クリーンセンターの定める可燃物、資源物、不燃物に分別した一般廃棄物であること。
- ④ クリーンセンターにおいて、設備及び処理業務に支障を生じさせない一般廃棄物であること。
- ⑤ その他管理者の指示する事項。

(知多南部衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条の規定による。)

○処理できる形状及び分別品目

- ① 可燃ごみ(直接ごみピットへ投入できるもの) → ごみ焼却施設
70cm以下の燃える一般廃棄物又は、縦、横、高さが概ね50cm以下の燃える一般廃棄物
※ 指定ごみ袋は適用しない。
 - (1) 紙、布類(資源とならないもの)
 - (2) 木(太さ5cmまでのもので枝を払ったもの)
 - (3) 竹、シロの葉(太さにかかわらず、全て長さ70cm以下のもので枝を払ったもの)
 - (4) 厨芥類 (台所のごみ)
 - (5) 軟質プラスチック類 (手で簡単に変形するもの)
- ② 資源ごみ(分別ごみ) → リサイクルステーション
 - (1) びん類 (生きびん、無色透明びん、茶色びん、青・緑色びん、黒色びん)、化粧びん
 - (2) 缶類 (アルミ缶、スチール缶)・・・中を軽くすすぐ。
(スプレー缶)・・・中身を使い切る。(穴を開ける必要はありません。)
 - (3) 紙類 (新聞、雑誌、ダンボール、紙パック)・・・ダンボールはひもで縛らなくてもよい
 - (4) 布類 (衣類)・・・ひもで縛らなくてもよい
 - (5) ペットボトル (リサイクルマーク1の付いたもの)
 - (6) 小型家電 (パソコン、ラップロ、携帯電話、スマートフォン、PHS、タブレット端末、デジタルビデオカメラ、デジタルカメラ、ゲーム機、電子手帳、電子辞書、携帯音楽プレイヤー、カーナビ)
- ③ 不燃ごみ → リサイクルステーション
 - (1) 乾電池
 - (2) 蛍光灯 (電球、蛍光管など)
 - (3) テープ類 (ビデオテープ、カセットテープなど)
 - (4) ライター



PET

(5) 陶磁器類 (茶碗、湯呑、皿、植木鉢、花瓶など)

(6) ガラス類 (葉のびん、板ガラス、コップなど)

(7) 硬質プラスチック類 (DVD、CD、レコード盤など)

④ 埋立ごみ → 埋立地 (一般廃棄物最終処分場)

(1) どぶ掃除の泥など

(2) 火災など災害によって発生したごみ

⑤ 燃える粗大ごみ → リサイクルプラザ スtockヤード

サイズ 長さ180cm、幅150cm以下のもの

(1) 樹木、木材(太さ15cmまでのもので、長さ180cm以下)

(2) 木製家具類

(3) 畳、じゅうたん類、ござ

(4) 布団、毛布、ブルーシート [但し、指定ごみ袋のサイズの袋に入っている場合、又は基準寸法 (縦、横、高さが概ね50cm以下) 内に縛ってあれば可燃ごみ]

(5) マットレス、ソファ

(6) 流し台、ガラス戸 (ガラスを取り外す必要はありません。)

⑥ 燃えない粗大、資源ごみ → リサイクルプラザ スtockヤード

サイズ 縦180cm、横140cm、厚み100cm以下のもの

(1) 粗大資源 (自転車、ファンヒーター、スチール製品、米びつ、シンなど)

(2) 小型家電 (ビデオデッキ、扇風機、掃除機、電子ジャー、木製以外のマッサージ機など)

(3) 金属類 (鍋、やかん、針金など)

⑦ ミックスペーパー → リサイクルステーション

(1) 「資源分別収集品目」、「汚れた紙・においの強い紙」以外のすべての紙

※ 必ず指定ごみ袋に入れてお持ちください。

×受入できないもの

① 受入基準に適合しないもの。

② 「一般廃棄物搬入申請書」及び「一般廃棄物搬入許可申請書」の内容と異なる一般廃棄物。

③ 爆発性、毒性、感染性など、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるもの。

④ 工場長が処理施設の管理運営上好ましくないと判断したもの。

⑤ 「家電リサイクル法」による特定家庭用機器廃棄物。

テレビ (ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫。

⑥ 産業廃棄物。

※注意事項

① 受入できないものは、お持ち帰りいただきます。

② 一度に多量のものを持ち込む場合は、必ず事前協議を行ってください。

③ 原則として、搬入物を降ろすのは、搬入者自らが行ってください。

④ 混み合う場合は、お待ちいただくことがあります。

⑤ クリーンセンター内は、速度制限、一方通行等の指定がありますので遵守してください。

⑥ クリーンセンター内は、必ず係員の指示に従ってください。

⑦ 戸別収集は、美浜町又は南知多町の一般廃棄物収集運搬の許可業者に依頼してください。

※無許可業者の収集運搬は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条」に抵触します。